



中小企業の価値を、
日本の原動力に。

令和7事業年度 監事監査報告

令和8年6月26日

中小企業基盤整備機構 監事

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下この項目において「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「機構法」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。（別紙参照）

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、基本的に法令等に従い適正に実施されていると認める。なお、機構は、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの徹底に向け、役職員の他、外部専門家等も対象とした研修・啓発活動を実施し、コンプライアンス意識を醸成している。

また、機構は、令和7年9月に「DX グランドデザイン」を策定し、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実及び抜本的な業務効率化に向けた取り組みを進めている。これらの取り組みを通じて、中期目標の着実な達成に向け役職員と一体となり、効果的かつ効率的に業務を実施しているものと認める。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。機構は令和7年1月にコンプライアンス部門に所属し、各部門を担当するコンプライアンスリーダー10名を新たに設置し、各部門におけるリスクの顕在化の未然防止や、コンプライアンス意識の浸透・推進を図っている。今後も理事長のリーダーシップの下、統制環境の更なる整備に努めることが肝要である。

現在進められている小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済両制度におけるシステム基盤の刷新プロジェクトについては、進捗状況等の客観的なモニタリングがなされるとともに、新システムにおいて業務運営に支障を来すリスクが許容可能な水準にまで低減され、确实かつ安定的な運用がなされるよう、実効性のある内部統制のもとで遂行されることが必要である。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人である 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 報酬水準及び給与水準の妥当性

令和7年度の理事長の報酬水準並びに役職員の報酬水準及び給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

2 調達等合理化の取組の状況

令和7年度調達等合理化計画に基づき、入札及び契約手続きの公正性・透明性の確保等に適切に取り組んでいると認める。

3 保有資産の見直し

令和7年度において、保有資産については適切に見直しが行われており、不要財産の国庫納付について、所要の手続きが行われていると認める。

令和8年6月26日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

監事 齋藤 尚良

監事 笠原 隆

監事（非常勤） 西野 和美

※上記は、当法人が監事監査報告の原本の署名を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

(別紙)

令和 7 事業年度 監事監査の実施概要

1. 経常監査

(1) 重要会議への出席

会議名等	開催頻度
役員会	原則月2回実施
地域本部長会議	年5回実施
契約監視委員会	年2回実施
内部統制委員会	年2回実施
コンプライアンス委員会	年2回実施
リスク管理委員会	年1回実施
個人情報保護委員会	年1回実施
情報セキュリティ委員会	年2回実施
資産運用委員会	年3回実施

(注) 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの状況。

(2) 理事長との意見交換

回数	主な内容	実施日
第1回	・ 令和7事業年度監事監査計画	令和7年4月11日
第2回	・ 地域本部監査の計画	令和7年9月5日
第3回	・ 上期の振り返り及び下期への展望	令和7年10月17日
第4回	・ 地域本部往査結果の共有、本部監査の計画	令和8年2月20日
第5回	・ 本部監査結果の共有	令和8年4月10日
第6回	・ 令和7事業年度監事監査報告等	令和8年6月5日

(3) 三様監査連絡会

以下のとおり、三様監査連絡会（監事、会計監査人及び監査統括室の三者による構成）において、会計監査人による会計監査や監査統括室による内部監査の実施状況等の確認および意見交換を実施した。

回数	主な内容	実施日
第1回	・ 会計監査人による令和7年度決算に係る監査実施計画 ・ 監査統括室による内部監査状況報告	令和8年1月15日
第2回	・ 法人内の内部統制の有効性やリスク認識に関する監事と	令和8年3月24日

	会計監査人とのディスカッション	
第3回	・ 期中往査等の結果報告	令和8年4月1日
第4回	・ 会計監査人による期末監査経過報告 ・ 監査統括室による内部監査状況報告	令和8年6月2日
第5回	・ 会計監査人による監査結果報告	令和8年6月25日

2. 往査

(1) 地域本部等往査

以下の通り、各地域本部及び沖縄事務所への往査を実施した。

被監査部門	実 施 日
北海道本部	令和7年10月20日～21日
東北本部	令和7年11月11日～12日
関東本部	令和7年10月10日、14日、11月5日
中部本部	令和7年11月18日～19日
北陸本部	令和7年12月15日～16日
近畿本部	令和7年12月2日～3日
中国本部	令和7年10月1日～2日
四国本部	令和7年11月26日～27日
九州本部	令和7年10月28日～29日
沖縄事務所	令和7年12月9日～10日

(2) 本部 部門ヒアリング

年間を通じて監査するとともに、以下のとおりヒアリングを実施した。

被監査部門	実 施 日
監査統括室	令和8年2月26日
総務部	令和8年2月18日
人事グループ	令和8年3月26日
財務部	令和8年3月10日
企画部	令和8年3月27日
広報・情報戦略統括室	令和8年3月24日
イノベーション助成グループ	令和8年2月16日
情報システムセンター	令和8年2月13日
経営支援部	令和8年3月25日

創業・スタートアップ支援部	令和8年3月16日
事業承継・再生支援部	令和8年3月31日
人材支援部	令和8年3月11日
販路支援部	令和8年3月13日
災害対策支援部	令和8年2月24日
高度化事業部	令和8年2月25日
共済事業推進部	令和8年3月23日
共済事業グループ	令和8年3月4日
共済資金グループ	令和8年3月12日
ファンド事業部	令和8年3月30日
国際交流センター	令和8年2月19日

以上